

別記第 2 号

千葉県道路公社一般競争入札公告第 7 号

銚子連絡道路交通管理業務委託の一般競争入札の実施について

令和 2 年 1 2 月 7 日

千葉県道路公社
副理事長 平 野 秀 明

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委 託 名 銚子連絡道路交通管理業務委託
- (2) 委 託 場 所 一般国道 1 2 6 号 (銚子連絡道路)
山武郡横芝光町芝崎から山武市松尾町谷津まで
- (3) 履 行 期 限 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 委 託 の 概 要 銚子連絡道路交通管理業務委託 一式 延長 5. 9 k m
 - ① 定期 (1 日 4 回) 又は臨時に道路交通法施行令第 1 3 条第 1 項第 9 号に定める緊急自動車により道路を巡回し、道路状況、交通状況及び気象状況等の把握に努め、交通管理要領 (以下「管理要領」という。) に定める必要事項を管理事務所長へ報告する。
 - ② 道路状況、交通状況及び気象状況に係る異常事態の発生や道路法、その他の法令に違反している者が発生した場合は、緊急出動し、管理要領の定めるところにより事態の処理に当たる。
 - ③ 道路上の落下物の回収を行うとともに、故障等により自力走行ができなくなった車両等を安全な所へ排除する。
 - ④ 交通事故等の現場において、警察が行う交通規制及び交通整理に協力する。

2 入札参加に必要な資格に関する事項

本委託の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 千葉県の「物品等入札参加業者適格者名簿」 (以下「適格者名簿」という。) に登載され、この公告の日から開札の日までの間に、千葉県の物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき入札参加資格の停止を受けている日が含まれていない者及び「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」 (昭和 57 年 12 月 1 日制定) に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者。
- (3) 経営状態が健全であると認められ、暴力団又は構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者でないことと共に「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」 (平成 11 年法律第 147 号) に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 適格者名簿の A 等級に登載された事業者であること。また、千葉県内に本社、支店・

営業所を有しない者においては、落札後3ヶ月以内に「料金徴収業務における営業所認定基準」（平成27年12月17日道路公社制定、以下「同基準」という。）に基づく支店または営業所を千葉県内に設置すること。ただし、同基準の第1条、第2条の「料金徴収業務委託」については、「交通管理業務」に読み替えるものとする。

(5) 支店又は営業所においては、次に掲げる権限を委任されていること。

- ① 見積り及び入札に関する一切の権限
- ② 代金の請求及び受領に関する一切の権限
- ③ 復代理人選任に関する一切の権限
- ④ 契約の締結及び履行に関する一切の権限
- ⑤ 上記に附帯する一切の権限

(6) 過去15年間に同種業務（同種業務とは、地方道路公社、高速道路株式会社法第1条に規定する会社、道路整備特別措置法第18条第1項に規定する道路管理者が管理する有料道路、並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道における道路管理業務をいう。〔道路管理業務とは、道路パトロールのほか、災害・事故等の緊急時の対応や軽微な維持管理作業を実施する業務をいう。〕）の経験を継続して1年以上有する者であること。

(7) 業務員の配置に関する要件

業務員については、道路管理業務の経験を過去5年間に継続して1年以上有する者を3名以上、当該委託業務の契約期間中、交通管理業務開始日から継続して配置すること。

その間の死亡、疾病、退職等相応の理由がある場合を除いて受託者側の一方的な都合による変更は認めない。

また、監督者、業務員の雇用条件については、労働基準法等関係法令に違反のない者であること。

入札に際しては、上記要件を満たした配置予定者を選任、届出をし、落札後は、当該配置予定者を必ず配置すること。

配置予定者は、業務開始日に他の業務に従事していないこと。

申請日において配置予定者が他の業務に従事している場合には、その業務が業務開始日の前日までに完了することがわかる書面を添付すること。

(8) 監督者、業務員の賃金は最低賃金法（昭和34年法律第137号）第14条により発効された地域別最低賃金のうち千葉県の最低賃金として定める賃金以上とすること。

また、各法令に定められた厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労働者災害保険の加入手続きを行っていること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続きの開始の申立てがなされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものは、更正手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 入札方法

本委託は、資格確認申請を提出時に、業務提案等の価格以外の評価を行うために必要な資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の委託である。

4 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する事項

本業務の総合評価に関する評価項目及び配点は、次のとおりとする。

評価項目		配点(点)
1. 業務実施方針	1) 実施体制の適格性 ①事業実施計画 ②事業実施能力 ③リスク管理計画 ④維持管理(除草、道路清掃)や軽微な補修に係る適正な対応が図れる提案はあるか。 ⑤防災計画の目的	24
	2) 知見、専門性等の有無 ①道路パトロールの目的について(A4判、文字サイズは、10ポイント1枚以内とする。) 例) 交通状況の確認、道路の異常や破損、交通傷害となる落下物の発見など危険を防止する。 例) 巡回を行い交通事故、故障車の対応。人命救助、2次災害防止について。 例) 通常時・異常時におけるパトロールの取組について。	
	3) 実績の有無 ・過去10年以内に有料道路の道路管理業務等の契約実績はあるか。 (県内、県外、自動車専用道路※) ※自動車専用道路とは、道路法第48条第2項の指定を受けた路線。	
2. 業務の効果	①緊急車両等の取扱について ②緊急時対応について ③研修計画について ④当該道路への誤進入者について	12
3. その他	①職員の健康状態のチェック方法についての提案。 (新型コロナ、インフルエンザなどの感染症含む) ②採用人員の確保の方策(地域雇用)について。	4
業務提案の評価項目に関する加点審査点		40
入札価格点		60
合計		100

※評価点が、16点未満の場合は失格とする。

記載は、別紙「業務提案書」を使用する。

(2) 総合評価の方法

ア 評価は総合評価値により行う。

業務提案書に記載された内容を加点審査により評価し点数化する。

評価方式は加算方式とし、次式により算出する。

イ 総合評価点（100点）＝評価点（40点）＋価格点（60点）

価格点は、次式により算出する。なお、小数点第3位以下を切り捨てとする。

価格点＝配点 × [最低入札価格／入札価格]

ウ 評価点が、16点未満の場合は失格とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 「総合評価の方法」によって算出された総合評価値が最も高い者を落札者とする。

イ 総合評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 実施上の留意事項

ア 業務提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 業務提案書は提出者に無断で、審査以外の用途に使用しない。

ウ 業務提案書に虚偽の記載をした者は、当該業務の入札参加資格を認めない。

エ 提出された業務提案書の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、受付期間内とする。

オ 提出された業務提案書は返却しない。

5 入札執行

(1) 入札及び開札日時

令和3年2月8日（月） 午前10時00分

(2) 場所

千葉県道路公社

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階

6 入札参加資格の確認等

本委託の入札参加を希望する者は、「8-(5) 設計図書等の配布 ウ配布方法」の設計図書等を記録したCDに併せて配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料の提出期間等

ア 期間 令和2年12月21日（月）から令和2年12月23日（水）まで
（県の休日を除く。）

イ 時間 午前9時から午後4時30分まで

ウ 場所 千葉県道路公社 総務部 総務企画課

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階

電話043（227）9331

エ 提出部数 2部

(2) 入札参加資格確認結果通知

令和3年1月25日（月）以降郵送にて通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、令和3年2月2日（火）までに、契約担当者に書面を持参して行わなければならない。

(4) 理由は、説明を求められた日から3日以内に書面で回答する。

7 業務提案書の提出

本業務の入札参加を希望する者は、別に配布する業務提案書の評価を行うために必要な資料を持参により提出しなければならない。

(1) 業務提案書の提出期間等

ア 期 間 令和2年12月21日（月）から令和2年12月23日（水）まで
（県の休日を除く。）

イ 時 間 午前9時から午後4時30分まで

ウ 場 所 千葉県道路公社 道路部 道路課
千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階
電話043（222）8163

エ 提出部数 2部

(2) 資料提出の事前申込

「6 入札参加資格の確認等」及び「7 業務提案書の提出」に係る資料の提出は、電話により下記まで事前に予約の申込を行うものとする。

ア 期 間 令和2年12月7日（月）から令和2年12月18日（金）まで
（「県の休日」を除く。）

イ 時 間 午前9時から午後4時30分まで

ウ 場 所 千葉県道路公社 総務部 総務企画課
千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階
電話043（227）9331

なお、先着順とするため、応募が殺到した場合は、提出日時が希望に沿えない場合もある。

8 契約条項等を示す場所

本委託にかかる契約書案、入札約款、設計書及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間

令和2年12月7日(月)から令和2年12月18日(金)まで
(県の休日を除く。)

(2) 縦覧時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 縦覧場所

千葉県道路公社

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階

電話 043-227-9331

(4) 縦覧の申込み

設計図書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。

希望日時を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 設計図書等の配布

希望者に、次により設計図書等を配布する。

ア 申込先

千葉県道路公社

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階

電話 043-227-9331

イ 申込方法

希望者は、縦覧の申込みの際に併せて申し込むこと。

ウ 配布方法

縦覧の際に空のCDを持参すること。

発注者が用意した、設計図書等を記録したCDと交換する。

(6) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、契約担当者あてに書面により提出すること。

ア 提出期間

令和2年12月10日(木)から令和2年12月18日(金)まで

イ 提出時間

午前9時から午後4時30分まで

ウ 提出先

千葉県道路公社 総務部 総務企画課

千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館7階

電話 043-227-9331

質問に対する回答は書面提出後、速やかに日時を指定した上で行う。

9 低入札価格調査制度、調査基準価格及び価格失格判定基準

- (1) 本入札は別に定める「特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領」に基づき実施する。

- (2) 調査基準価格は予定価格に100分の75を乗じて得た額(1円未満の端数切り捨て)とする。
- (3) 低入札価格調査の実施にあたり、価格失格判定基準を設定し、予定価格に100分の65を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を下回った入札については契約の内容に適合した履行がされないものとして、調査を実施せず、失格とする。

10 低入札価格調査の概要

- (1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回る場合は低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。)(第1順位者でない者も含む。)は、事後の事情聴取等の調査に協力すること。事情聴取に協力しない者は、入札を無効とする。
- (3) 低価格入札者(第1順位者でない者も含む。)は、開札をした日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から指示された書類を作成し提出しなければならない。期限までに提出しない者は入札を無効とする。
- (4) 低入札価格調査の結果、第1順位者が入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、その者を落札者とする。
- (5) 第1順位者が低入札価格調査に協力しない場合又は調査の結果、落札者となるべき者の入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるものであった場合は、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内をもって入札を行った他の者のうち、次に総合評価値の高い者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。なお、次順位者が低価格入札者であった場合には、同様に調査を行い(4)、(5)により落札者を決定する。
- (6) 落札となるべき入札がないとは、別に入札日を定め再度入札を実施する。
- (7) 低入札価格調査を受けた者との契約については、別に定める「低入札価格調査を経て契約する場合の特約条項」を契約書に添付することとする。

11 入札保証金 免除

12 契約保証金について 免除

13 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるが免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

14 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者および虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札約款等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認されたものであっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

15 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会は、実施しない。
- (2) 現場説明会を希望する場合は、令和2年12月10日（木）から令和2年12月18日（金）の間に電話受付を行うこととし、日時については調整する。
- (3) 資格確認資料・業務提案書は、ヒアリングを行うこととし、日時については調整する。
- (4) 提出された資格確認資料は、返却しない。
なお、公表し、また無断で使用することはしない。
- (5) 委託期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、入札約款および契約書案を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (7) 落札者は、入札参加資格確認資料に記載した配置予定実務経験者を対象業務へ配置すること。
- (8) 交通管理業務受託開始10日前までに配置予定実務経験者を含めた業務従事者を確保すること。
- (9) 落札者は、自己の費用で受託業務が円滑に執行できるよう必要な研修を行うものとする。
- (10) 入札参加資格確認の申請を行ったものは、2（1）～（9）の要件を満たすものであることを誓約したものとみなし、申請書類に虚偽があった場合は、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」に準じて指名停止措置を講じる。

16 問い合わせ先

千葉県道路公社 総務部 総務企画課
電話 043-227-9331